

令和 4 年度 契約内容の変更

事業の名称		基幹管路耐震化工事に伴う試掘工< R 4 >		
事業の場所		大網白里市小西 3 5 2 番地先～同 1 5 3 番地先		
請負業者名		(有)雅工業		
契約 の 内 容	区 分	当初	変更 (第 1 回)	変更 (第 2 回)
	契約日	令和4年11月15日	令和5年2月3日	令和5年2月27日
	契約金額	5,379,000円	6,587,900円	6,972,900円
	事業概要	本工事は、基幹管路耐震化工事に伴い試掘調査を実施するものである。 ア 試掘工事 縦1号幹線 20箇所	本工事は、基幹管路耐震化工事に伴い試掘調査を実施するものである。 ア 試掘工事 縦1号幹線 25箇所	本工事は、基幹管路耐震化工事に伴い試掘調査を実施するものである。 ア 試掘工事 縦1号幹線 25箇所
	契約期間	令和4年11月16日 ～ 令和5年2月6日	令和4年11月16日 ～ 令和5年2月28日	変更なし
	変更理由		当初設計では、既設管布設時の報告書より当初試掘箇所において道路西側の半面を試掘したが、道路拡幅により予定した位置で既設管を確認することができなかった。更新工事を行うためには、埋設位置の正確な調査が必要なことから、当該箇所東側及び南側の工事終点、並びに北側に3箇所の試掘箇所を追加する必要があると判断し、建設工事請負契約約款第20条(条件変更等)第1項第4号及び第5号の規定により、試掘箇所を追加し、請負代金額を増額変更するものである。 また、試掘工の追加及び試掘位置の他企業との協議に日数を要したため、併せて工期を延長するものである。	当初設計では、地下水の水位が不詳であったこと及び過大計上を回避するため、地下水位低下工法は未計上としていたが、現場の水位を掘削溝(底面)より下げなければ既設管の撤去及び新設管の布設が困難であると判断し、建設工事請負契約約款第20条(条件変更等)第1項第4号及び第5号の規定により、地下水位低下工法として簡易ウェルポイント工を追加計上し、請負代金額を増額変更するものである。